

### お知らせ

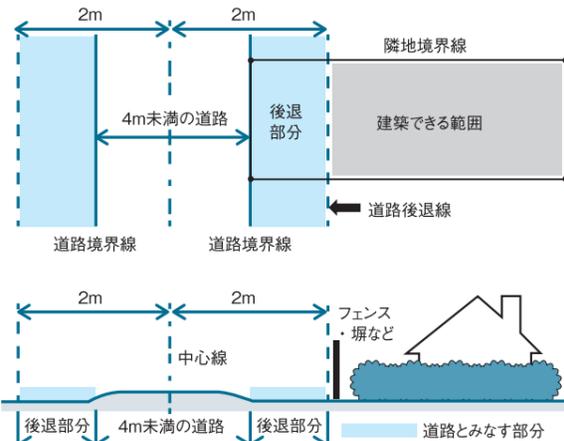
**建築物を建てる際は建築基準法を守りましょう**

#### 建築前に必ず確認申請

建築物を建築するときは事前に「確認申請」を行い、確認済証の交付を受けなければ着工できません。車庫や農業用倉庫などの新築や増改築についても確認申請が必要です。建築士など専門的な知識をもった人に相談しましょう。

家を建てる時、敷地に接する道路は幅員4m以上

建築物の新築や増改築をする場合、敷地は建築基準法で定めら



れた道路(原則幅員4m以上)に接する必要があります。

ただし、幅員4m未満の道路であっても、建築基準法の適用を受ける前から建物が立ち並び、条件を満たしているもの(法42条2項道路)は、建築物を建てる際に道路の中心線から2mまで敷地を後退させることで、幅員4mの道路があるとみなして建築することが出来ます。この後退した部分は道路と同じ扱いとなるため、塀などを造ることは出来なくなります。また、建替などの際に後退部分に含まれている塀なども撤去・移転する必要があります。

#### 狭い道路拡幅整備促進事業

2項道路に関して「後退用地無償使用承諾書」の提出があった場合、固定資産税の非課税措置や後退に伴う塀や門の撤去費用の一部補助制度(限度額10万円)を活用できます。補助制度の利用には、条件がありますので、申請前にご相談ください。建築指導課 ☎(21)2441

#### 市民税・県民税納税通知書および税額決定通知書の送付

令和5年中に収入があった方のうち、令和6年1月1日時点が栃木市に住んでいる方へ納税通知書および税額決定通知書を送付します。

#### 給与特別徴収の方

5月15日普通徴収および年金特別徴収の方 6月12日 国税務課 ☎(21)2265

#### 市民税・県民税の定額減税が実施されます

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として実施されます。対象 本人の合計所得金額が1,805万円以下で市民税・県民税の所得割が課税されている方

#### 減税額

次の金額の合計額 ①本人1万円 ②控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者は除く)1人につき1万円 ※所得税(国税)の定額減税1人につき3万円は別途所得税より減税があります。詳細は国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

#### 身体障害者手帳

1〜3級および4級の1部(音声、言語機能の著しい障害/両下肢のすべての指を欠く/一下肢の下肢の2分の1以上を欠く/一下肢の機能の著しい障害) 療育手帳 A1およびA2 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

#### 後期高齢者医療制度における障がい認定

障害者手帳をお持ちの方および障害年金を受給している方で、左記に該当する方は、65歳の誕生日から、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

#### 身体障害者手帳

1〜3級および4級の1部(音声、言語機能の著しい障害/両下肢のすべての指を欠く/一下肢の下肢の2分の1以上を欠く/一下肢の機能の著しい障害) 療育手帳 A1およびA2 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

#### 後期高齢者医療制度における障がい認定

障害者手帳をお持ちの方および障害年金を受給している方で、左記に該当する方は、65歳の誕生日から、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

#### 減税方法

市民税・県民税の所得割から控除します。

#### 減税額の確認方法

市民税・県民税納税通知書および税額決定通知書に記載されています。定額減税控除済額(控除した額)および定額減税控除外額(控除しきれない額)をご確認ください。控除しきれない額は市区町村から給付する事が決定しています。詳細が決まり次第、対象者へ通知します。

#### 国税務課

☎(21)2267 所得税 国税相談専用ダイヤル ☎0570(00)5901

#### 後期高齢者医療制度における障がい認定

障害者手帳をお持ちの方および障害年金を受給している方で、左記に該当する方は、65歳の誕生日から、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

#### 身体障害者手帳

1〜3級および4級の1部(音声、言語機能の著しい障害/両下肢のすべての指を欠く/一下肢の下肢の2分の1以上を欠く/一下肢の機能の著しい障害) 療育手帳 A1およびA2 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

#### 後期高齢者医療制度における障がい認定

障害者手帳をお持ちの方および障害年金を受給している方で、左記に該当する方は、65歳の誕生日から、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

#### 身体障害者手帳

1〜3級および4級の1部(音声、言語機能の著しい障害/両下肢のすべての指を欠く/一下肢の下肢の2分の1以上を欠く/一下肢の機能の著しい障害) 療育手帳 A1およびA2 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

#### 後期高齢者医療制度における障がい認定

障害者手帳をお持ちの方および障害年金を受給している方で、左記に該当する方は、65歳の誕生日から、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

#### 減税方法

市民税・県民税の所得割から控除します。

#### 減税額の確認方法

市民税・県民税納税通知書および税額決定通知書に記載されています。定額減税控除済額(控除した額)および定額減税控除外額(控除しきれない額)をご確認ください。控除しきれない額は市区町村から給付する事が決定しています。詳細が決まり次第、対象者へ通知します。

#### 国税務課

☎(21)2267 所得税 国税相談専用ダイヤル ☎0570(00)5901

#### 後期高齢者医療制度における障がい認定

障害者手帳をお持ちの方および障害年金を受給している方で、左記に該当する方は、65歳の誕生日から、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

#### 身体障害者手帳

1〜3級および4級の1部(音声、言語機能の著しい障害/両下肢のすべての指を欠く/一下肢の下肢の2分の1以上を欠く/一下肢の機能の著しい障害) 療育手帳 A1およびA2 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

#### 後期高齢者医療制度における障がい認定

障害者手帳をお持ちの方および障害年金を受給している方で、左記に該当する方は、65歳の誕生日から、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

#### 身体障害者手帳

1〜3級および4級の1部(音声、言語機能の著しい障害/両下肢のすべての指を欠く/一下肢の下肢の2分の1以上を欠く/一下肢の機能の著しい障害) 療育手帳 A1およびA2 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

#### 後期高齢者医療制度における障がい認定

障害者手帳をお持ちの方および障害年金を受給している方で、左記に該当する方は、65歳の誕生日から、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

#### 危険物を取り扱わなくなった際には、廃止届出書の届出を

危険物を取り扱う量により、消防法での許可、栃木市火災予防条例での届出が必要になります。取り扱いを止める場合には、廃止届出書が必要になりますので、届出もれのないようご注意ください。

#### 消防本部予防課

☎(22)0072

#### 軽油引取税の免税措置の延長

軽油引取税に係る免税措置が、3年間(令和9年3月31日まで)延長になりました。免税証等の取扱いは次のとおりとなります。

#### 免税証

一括交付した免税証には、有効期限が令和6年3月31日までと記載されていますが、令和6年12月31日まで使用できます。

#### 免税軽油使用者証

一括交付した使用者証には、有効期限が令和6年3月31日までと記載されていますが、「有効期限開始日から3年間有効」と読み替えます。免税軽油の引取り等に係る報告書の提出 従来どおり、次回の

#### 農業者年金の現況届を提出してください

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。現況届を提出しないと、年金の支払いが一時差し止めとなります。期限ま

#### 郵便局でマイナンバーカードの申請ができます(要予約)

市内29か所の郵便局で、マイナンバーカードの申請受付をしています。申請書の写真を無料で撮影し、申請書の記入のお手伝いを行っています。事前にご希望の郵便局に連絡して、時間の予約をしてください。

#### 献血への協力的おねがい

この改定に伴い、道路占用料を準用している法定外公共物使用料の一部も改定となります。詳細は市ホームページをご覧ください。ただ、この改定に併せて、道路占用料を準用している法定外公共物使用料の一部も改定となります。詳細は市ホームページをご覧ください。